

今、国全体で、人口減少、少子化・高齢化が進行することで、全国の自治体は、「税収の減少と社会保障費の増加」、「公共施設等の老化に伴う維持・更新費用の増加」といった共通の課題を抱えながら、一定の行政サービスの維持をしている状況。

市では、今後、市の将来を担う世代への負担を残さないよう、「今できることから」順序だてて着手する必要があるため、R1.11月に財政の「安定化対策」の一翼として、サービスを受ける方がその利に見合った負担をするべきであるという「受益者負担」の適正化を進めています。

I 「家庭系可燃・不燃ごみ等の処理費用」の適正化 関連

■ 概要

令和3年10月1日から「家庭系ごみ有料化」を実施。45ℓ相当の袋で可燃ごみ36円、不燃ごみ180円、その他粗大ごみで品目に応じた料金をそれぞれ設定。

■ 実施理由

ごみの減量と資源化の推進、費用負担の公平性の確保及びごみ処理費用の削減を図るため、有料化に着手。（全国の約6割、県内の約9割の自治体の実施済み。）

II 「下水道使用料の適正水準の確保」 関連

■ 概要

令和5年1月に向けて下水道使用料の改定を準備。併せて受益者負担金一括納付報奨金の廃止を含め「あり方」を検討。

■ 実施理由

下水道使用料は、平成12年度の供用開始以来、一度も改定されておらず、県内21市中最も安価な水準に留まっており、適正な負担水準から大幅に乖離しているため。

また、資力により有利、不利が生じる受益者負担金一括納付報奨金については、公平な負担を求める観点から、廃止を含め「あり方」を検討。

III 「施設使用料の減免措置廃止、使用料適正化に向けた検討・改定」 関連

■ 概要

令和3年4月から公共施設使用料の減免措置を廃止及び見直し。その後、使用料適正化に向けた検討を引き続き推進。

■ 実施理由

従来、利用者の約8割が減免され、利用者以外の方の税金でその減免分を補てんしている状況となっており、受益者負担の原則からかけ離れた運用を減免措置の廃止及び見直しにより負担水準を適正化。

また、各施設において、使用料算定の基礎となる「個別施設の維持管理・運営に係る経費」を再度把握したうえで、適正な負担割合を明確にする必要があるため、見直しを実施。